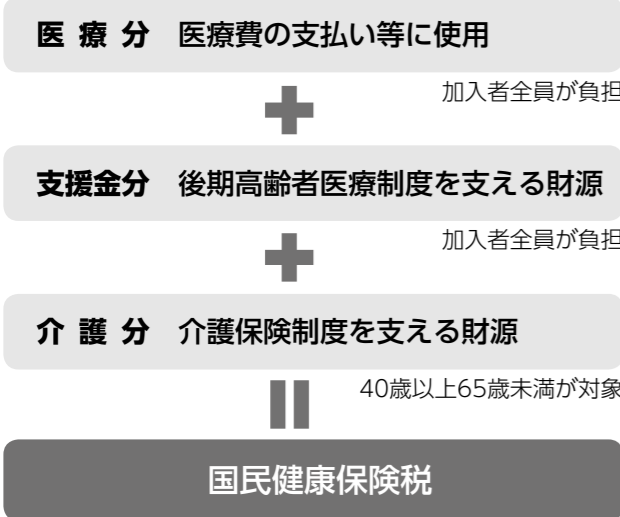


●国民健康保険税の内訳



国民健康保険は、被保険者の皆さんにご負担いただく国民健康保険税と国の補助金等によって運営されています。

平成28年度の国民健康保険税が決まりましたのでお知らせします。

◎保険料率の据え置き  
 平成28年度の税率は前年度から据え置きました。

◎所得の低い人に配慮した保険料の軽減  
 地方税法の改正に伴い、所得に応じた保険料となるよう賦課限度額の引き上げと、所得の低い人への保険料の軽減措置の拡充を行いました。

平成28年度  
 国民健康保険税を改正

●国民健康保険税の算定及び税率について

下表の「所得割」・「均等割」・「平等割」の合計額が国民健康保険税の税額となります。

区分	税率			
	医療分	支援金分	介護分	
所得割額	{被保険者の前年中の総所得金額等－基礎控除(330,000円)}×税率	6.8%	2.4%	2.1%
均等割額	加入者(被保険者)1人に対して(年額)	23,600円	7,500円	9,600円
平等割額	加入世帯に対して(年額)	20,000円	6,300円	6,600円
課税限度額	1世帯で算定した所得割、均等割、平等割の合計額の限度額(最高額)	改正前 520,000円 改正後 540,000円	改正前 170,000円 改正後 190,000円	160,000円

●低所得世帯に対する軽減について

次の条件に該当する世帯は、均等割額・平等割額について、それぞれの割合で軽減されます。(申請は不要ですが、所得申告をしていないと軽減措置を受けることはできません。)

軽減区分	軽減対象となる世帯の所得の基準額(前年の総所得金額等)
7割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円以下
5割軽減	改正前 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(26万円×被保険者数)以下 改正後 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(26万5千円×被保険者数)以下
2割軽減	改正前 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(47万円×被保険者数)以下 改正後 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(48万円×被保険者数)以下

※世帯主が他の健康保険等に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含みます。  
 ※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得から15万円を控除します。

●モデル世帯における年税額

①夫婦・子ども2人の4人世帯 (世帯主45歳、配偶者43歳、子15歳、子10歳)  
 ・世帯主の所得(前年中) 営業所得 300万円 (所得割算定基礎額 300万円-33万円=267万円)  
 ・配偶者と子の所得はなし

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(267万円×6.8%)	(267万円×2.4%)	(267万円×2.1%)
均等割	(23,600円×4名)	(7,500円×4名)	(9,600円×2名)
平等割	20,000円	6,300円	6,600円
	295,900円	100,300円	81,800円

年額 **478,000円** (100円未満切捨)

問い合わせ  
 税務課 市民税係 ☎65-0679 / ☎63-4574

②夫婦2人の世帯 (世帯主70歳、配偶者67歳)  
 ・世帯主の所得(前年中) 年金収入 200万円(年金所得80万円)  
 ・配偶者の所得(前年中) 年金収入 156万円(年金所得36万円)  
 (世帯主:所得割算定基礎額 80万円-33万円=47万円、配偶者:3万円)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(50万円×6.8%)	(50万円×2.4%)	—
均等割	(23,600円×2名)×5割軽減	(7,500円×2名)×5割軽減	—
平等割	20,000円×5割軽減	6,300円×5割軽減	—
	67,600円	22,600円	0円

※年額 **90,200円** (100円未満切捨)

※上記世帯の場合、今回の軽減の拡充により、年額116,700円(2割軽減)から年額90,200円(5割軽減)となります。

安心して住み慣れた  
 地域で過ごせるために  
 高齢者の相談窓口が  
 増えました

高齢者が、身近な地域で気軽に相談できるよう、地域包括支援センターが行う総合相談が26の介護保険事業所でも受けられるようになりました。

高齢者に関する介護や日頃の生活での困りごとなど、気軽にご相談ください。地域包括支援センター等と連携し支援します。

なお、今までどおり各地域包括支援センターも相談を受けています。

問い合わせ  
**長寿福祉課**  
 ☎65-0699 / ☎63-4085

高齢者総合相談事業所		
事業所名	住所	電話番号
NPOみなくちデイサービスセンター	水口町京町7番5号	62-2880
NPOみなくちケアプランセンター		
NPOみなくちデイサービスセンター・サテライトなごみ	水口町高塚2番36号	63-5194
がんばるステーション	水口町南林口17番地	62-0263
甲賀ケアプランセンター		
甲賀市デイサービスセンター	水口町宇川25番地	63-6080
水口		
特別養護老人ホーム レーベンはとがひら	水口町水口6837番地5	65-0066
特別養護老人ホーム 樹の郷	水口町山3309番地	63-2900
花いちご	水口町北泉二丁目71番地	63-1161
JAゆうハート つない手	水口町新城520番地	63-4425
特別養護老人ホーム 兆生園	水口町今郷1032番地25	63-1784
株式会社 三和	水口町八坂7-2	76-0076
介護老人保健施設 スキナヴィラ水口	水口町本町二丁目2-43	62-1281
介護老人保健施設 スキナヴィラ甲賀	水口町新町一丁目1-13	62-1411
土山		
リハプライド 甲賀	土山町南土山甲283番地	66-0247
デイサービスセンターささえ愛	甲賀町田堵野516番地1	88-5115
甲賀		
かふかの里デイサービスセンター		
高齢者グループホームかふかの里	甲賀町大原中1161	88-8177
ひなたぼっこ居宅介護支援事業所	甲南町葛木397番地	76-2836
懐かし処 いろり家	甲南町野尻434番地	86-4165
甲南		
小規模多機能型居宅介護 むすん手	甲南町杉谷108番地2	86-7004
特別養護老人ホーム せせらぎ苑	甲南町葛木855番地	86-1021
竹内整形外科 ケアプランセンター心地	甲南町野尻77-1	86-1330
信楽		
NPOしがらきデイセンター	信楽町江田66-4	64-1021
特別養護老人ホーム 信楽荘	信楽町牧1159番地	83-1313
有限会社 デイサービスひまわりの家事事業所	信楽町長野1437番地70	83-1124

高齢者日常生活用具給付等事業の  
 給付品目が増えました

市では、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるようにするための用具を給付しています。このほど給付品目に「手すり」が加わりました。給付を行う品目は次のとおりです。

【品目】電磁調理器、火災警報器、自動消火器、ネプライザー(吸入器)、たん吸引器、点滴スタンド、腰掛便座、入浴補助用具、歩行器、歩行補助つえ、手すり(取り付けに工事を伴わないもの)

【費用】購入費用の1割(上限あり)  
 ※品目により要件・提出書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ  
**長寿福祉課 高齢者支援係**  
 ☎65-0696 / ☎63-4085

平成27年度物品等調達実績  
 ○調達実績額 5,530,253円  
 (調達目標金額 500万円以上)

平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の目標を定めた調達方針を策定しました。

○調達目標 700万円以上  
 ○調達する物品等  
 物品 印刷物・食品類・発売物品など  
 役務 施設または公園の草刈、清掃作業、クリーニングなど

市では、駅や公園のトイレ清掃や草刈業務などの発注を行っています。今後も、引き続き障がい者就労施設へ優先的に発注を行います。

問い合わせ  
**障がい福祉課 自立支援係**  
 ☎65-0702 / ☎63-4085